

新ひだか町余裕期間制度試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新ひだか町が発注する工事において、柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資機材の調達や建設労働者の確保を計画的に行うなど円滑な施工体制の確保できるようにすること、また、施工時期等の平準化を図るため、余裕期間を設定する制度を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 労働者などの確保や資機材の調達準備を行う期間で、当該期間の設定対象工事において、契約締結日から工期の始期の前日までの期間をいう。
- (2) 通常工期 通常の積算により算出した工期（標準工期）をいう。
- (3) 全体工期 通常工期と余裕期間の合計をいう。
- (4) 実工期 全体工期内で、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた契約上の工期のことをいう。
- (5) 工期の始期 契約書に記載する実工期の始期日をいう。
- (6) 工期の終期 契約書に記載する実工期の終期日をいう。
- (7) 工事着手日 実工期の始期日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量を開始することをいう。）、又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
- (8) 工事着手期限 発注者が示す受注者が工期の始期として選定できる期間の末日をいう。
- (9) 工事完了期限 発注者が示す工事完了の期限であり、全体工期の末日をいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、工事の種別、規模、特性等の内容により次の各号に掲げる事項を踏まえ、発注者（工事施工等担当部長）が選定するものとする。

- (1) 余裕期間の設定により、供用開始に影響を及ぼさない工事であること。

- (2) 年度内（繰越手続き等が完了済みの場合は当該期間内）に全体工期が確保でき、余裕期間を設定したことにより繰越が生じない工事であること。
- (3) 同一施工場所において、複数の工事が行われていない工事であること。
- (4) 緊急度の観点から支障がない工事であること。
- (5) 予算の執行において、支障が生じない工事であること。
- (6) 年度末等の発注が集中する時期において、発注時期の前倒しにより発注者及び受注者双方の負担が軽減できるものであること。
- (7) 工事完成と工事発注が集中する時期において、主任技術者又は監理技術者、現場代理人の配置がより効果的かつ円滑に行われることが期待できるものであること。

（余裕期間制度の方式）

第4条 余裕期間の設定方式は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 発注者指定方式 発注者が工期の始期を指定する方式をいう。
- (2) 任意着手方式 発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方式をいう。
- (3) フレックス方式 発注者があらかじめ設定した全体工期（工事完了期限まで）の中で、受注者が工期の始期と工期の終期を決定する方式をいう。

（余裕期間の設定等）

第5条 発注者は、余裕期間を通常工期の10割を超えない範囲内で設定するものとする。

- 2 前条各号に定めるいずれかの方式に工期の始期及び工期の始期の指定により定まる工期の終期は、新ひだか町の休日を定める条例（平成18年条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下、「休日」という。）とすることができないものとする。

（工事費の積算）

第6条 工事費の積算に用いる工期は、余裕期間を考慮せず契約後直ちに着手する工期（通常工期）を基準とした積算方法により行うものとし、通常工期を超えた余裕期間に係る積算上の割増しは、行わないものとする。ただし、発注者が工期の始期を指定した場合は、指定した始期を基準として積算するものとする。

（経費の負担）

第7条 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者が負担するものとする。

(技術者等の配置)

第8条 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者、現場代理人(以下「技術者等」という。)を配置することを要しないものとする。

2 主任技術者又は監理技術者の配置に係る要件は、工期の始期時点において満たしているものとする。ただし、所属建設業者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係は、開札日前までに連続して3箇月以上存在するものとする。

3 受注者は、工事实績情報システム(コリンズ)に登録を要する工事において、余裕期間と実工期を合わせた期間と工期、実工期、技術者等の従事期間(実工期)を適正に登録し、監督員の確認を受けなければならないものとする。

(工期の始期に技術者等を配置できない場合の取扱い)

第9条 受注者の責めによる事由により、工期の始期に技術者等を配置できない場合、発注者は、契約書に定める規定により契約を解除できるものとする。

2 受注者の責めによらない事由により、工期の始期に技術者等を配置できない場合の取扱いは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(工期の始期までの現場管理等)

第10条 工期の始期までの現場管理等の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 余裕期間内の現場管理は、発注者が行うものとする。

(2) 余裕期間内における資機材等の準備については、受注者の責任において行うことができるが、現場への資機材の搬入、仮設物の設置等の準備工事等(測量等、現場作業が伴ものを含む。)、工事に着手してはならないものとする。

(契約の保証)

第11条 契約保証は、余裕期間の利用の有無にかかわらず、契約締結日から工期の終期までを対象とする保証を付さなければならないものとする。

(前払金の取扱い)

第12条 受注者は、契約書で定めた工期内において、前払金を請求できるものとする。ただし、債務負担行為に基づき請負契約を締結する工事において、「契約を締結した会計年度については、前払金を請求することができない」旨の条項を追加した契約については、工期内であっても、契約年度において前払金を請求することができないものとする。

(発注者指定方式)

第 13 条 第 4 条第 1 号の発注者指定方式の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、全体工期、工期の始期及び工期の終期をあらかじめ定め、別記に定める例により特記仕様書、入札公告等によりこれを明示するものとする。
- (2) 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督員と協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。この場合、受注者が当初の余裕期間を利用することにより生じる経費は、受注者が負担するものとする。なお、工期に係る契約を変更の協議においては工期変更協議書（様式 2）を、協議結果における工期変更の承諾又は不承諾については工期変更承諾・不承諾書（様式 3）を適宜使用するものとする。
- (3) 低入札価格調査制度等の適用対象工事において、低入札価格調査等により、工期の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しないものとする。

（任意着手方式の取扱い）

第 14 条 第 4 条第 2 号の任意着手方式の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、全体工期、工期の始期を選定する期限日及び通常工期をあらかじめ定め、別記に定める例により特記仕様書及び入札公告等によりこれを明示するものとする。
- (2) 発注者は、落札決定後、契約を締結するまでの間に、様式 1 により当該落札者から工期の始期を申出させるものとし、申出のあった工期の始期を契約書に記載するものとする。
- (3) 前号において、落札者は、契約締結（予定）日から工事着手期限までの期間における任意の日を工期の始期とすることができるものとする。
- (4) 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。この場合、受注者が当初の余裕期間を利用することにより生じる経費は、受注者が負担するものとする。なお、工期に係る契約を変更の協議においては工期変更協議書（様式 2）を、協議結果における工期変更の承諾又は不承諾については工期変更承諾・不承諾書（様式 3）を適宜使用するものとする。
- (5) 低入札価格調査制度等の適用対象工事において、低入札価格調査等により、

工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間は設定することはできないものとし、工事着手期限から発注者が指定する実工期で工事を完成させなければならないものとする。

(フレックス方式の取扱い)

第 15 条 第 4 条第 3 号のフレックス方式の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、全体工期及び工事完了期限をあらかじめ定め、別記に定める例により特記仕様書及び入札公告等によりこれを明示するものとする。
- (2) 発注者は、落札決定後、契約を締結するまでの間に、様式 1 により当該落札者から実工期の申出をさせるものとし、申出のあった実工期を契約書に記載するものとする。
- (3) 前号において、落札者は、全体工期内における任意の日を実工期とすることができるものとする。
- (4) 受注者は、契約締結後において、技能労働者や建設資材等の確保のための工事全体の工事工程を見直す必要が生じた場合、発注者があらかじめ設定した全体工期の範囲内における工期の変更について、変更理由が記載された書面による工期変更協議を監督員と行ったうえ、工期に係る契約の変更ができるものとする。この場合、受注者が当初の余裕期間を利用することにより生じる経費は、受注者が負担するものとする。なお、工期に係る契約を変更の協議においては工期変更協議書(様式 2)を、協議結果における工期変更の承諾又は不承諾については工期変更承諾・不承諾書(様式 3)を適宜使用するものとする。

(測量、調査又は設計業務等の適用)

第 16 条 余裕のある工期の設定は、建設工事に係る測量、調査及び設計等の委託業務についても、可能なものは実施することができるものとする。

2 前項による場合、余裕のある工期の設定方法は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず業務の実情を考慮し、動向の趣旨に準じて定めるほか、工事の場合の規定を準用するものとする。

(その他)

第 17 条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて町長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年4月1日以後に契約を締結される工事から適用する

別記 1

1 特記仕様書記載例

発注者が選択した余裕期間制度の方式に応じた記載内容を選択して記載する。

(1) 発注者指定方式の場合

【特記仕様書】

○ (項番号) 余裕期間制度 (発注者指定方式) について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間 (契約締結日から工期の始期日の前日までの期間) と発注者が指定した工期 (工期の始期から終期までの期間) を合計した全体工期を設定している。(発注者指定方式という)

余裕期間の設定ある工事のため、次のことに留意すること。

なお、余裕期間制度については、新ひだか町が定める「新ひだか町余裕期間制度試行要領」によるものとする。

(1) 準備工を含めた工事施工期間は、発注者が指定した工期 (工期の始期及び終期) となる。

また、余裕期間制度における発注者指定方式においては、発注者が指定した工期の始期及び終期は、契約時に変更できないことに、留意すること。

(2) 受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。

(3) 前払金を請求できる時期は、発注者が指定した工期の始期からとなります。

(4) 契約日から工期の始期前日までの期間は、当該工事現場の管理は発注者の責任において行うものとする。

(5) 契約日から工期の始期前日までの期間は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

(6) 契約日から工期の始期前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者、及び現場代理人を配置することを要しない。なお、コリンズ (CORINS) に登録を要する工事において、登録する技術者等の従事期間は、発注者が指定した工期 (工期の始期から終期まで) とする。

(7) 受注者は、契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、工事監督員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手できるものとする。なお、低入札価格調査等により、下記の工期の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

(8) 工事設計額算出に用いる工期

○年○月○日から ○年○月○日まで ○○○日間

(9) 発注者が指定した工期の始期及び終期

始期： ○年○月○日 終期： ○年○月○日まで ○○○日間

(10) 余裕期間を含めた全体工期

契約締結日から ○年○月○日まで ○○○日間

なお、契約期間は発注者が指定した工期を含めた全体工期内とする。

(2) 任意着手方式の場合

【特記仕様書】

○ (項番号) 余裕期間制度 (任意着手方式) について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間 (契約締結日から工期の始期日の前日までの期間) と発注者が定めた工期 (工期の始期から終期までの期間) を合計した全体工期を設定している。契約日から発注者が定めた工期の着手期限までの間で、受注者が工期の始期日を任意に設定することができる工事 (任意着手方式) ある。余裕期間の設定ある工事のため、次のことに留意すること。

なお、余裕期間制度については、新ひだか町が定める「新ひだか町余裕期間制度試行要領」によるものとする。

- (1) 工事期間は、契約締結日から、○年○月○日までの期間内で、落札者が申し出た工期の始期から、通常工期の日数をもって工期とする。なお、余裕期間制度における任意着手方式においては、余裕期間内で工期の始期のみ選択できるが、落札者が申し出た工期の始期から算出した実工期日数は通常工期日数から変更できないため、留意すること。
- (2) 受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。
- (3) 前払金を請求できる時期は、受注者が定めた工期の始期からとなります。
- (4) 契約日から工期の前日までの期間は、当該工事現場の管理は発注者の責任において行うものとする。
- (5) 契約日から工期の始期前日までの期間は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
- (6) 契約日から工期の始期前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者、及び現場代理人を配置することを要しない。なお、コリンズ (CORINS) に登録を要する工事において、登録する技術者等の従事期間は、工期 (工期の始期から終期まで) とする。
- (7) 受注者は、契約締結後において、工期の始期の変更が生じた場合は、工事監督員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手できるものとする。なお、低入札価格調査等により、下記の工期の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。
- (8) 工事設計額算出に用いる工期
○年○月○日から ○年○月○日まで ○○○日間
- (9) 発注者が定めた通常工期
始期 (工事着手期限): ○年○月○日 終期: ○年○月○日
通常工期日数: ○○○日間
- (10) 余裕期間を含めた全体工期
契約締結日から ○年○月○日まで ○○○日間

(3) フレックス方式の場合

【特記仕様書】

○ (項番号) 余裕期間制度 (フレックス方式) について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期をあわせた全体工期を設定した工事 (フレックス方式) であり、発注者が定めた全体工期において、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定することができる工事である。余裕期間の設定ある工事のため、次のことに留意すること。

なお、余裕期間制度については、新ひだか町が定める「新ひだか町余裕期間制度試行要領」によるものとする。

- (1) 工事期間は、契約締結日から、発注者が定めた工事完了期限である ○年○月○日までの期間内で、落札者が申し出た工事の工期の始期から終期までとする。

なお、余裕期間制度におけるフレックス方式においては、全体工期内で工期の始期及び終期を選択できるものであり、実工期日数は通常工期日数から変更できるものであるが、工事完了期限を設けていることに留意すること。

- (2) 受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。
- (3) 前払金を請求できる時期は、受注者が定めた工期の始期からとなります。
- (4) 契約日から工期の始期前日までの期間は、当該工事現場の管理は発注者の責任において行うものとする。
- (5) 契約日から工期の始期前日までの期間は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
- (6) 契約日から工期の始期前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者、及び現場代理人を配置することを要しない。なお、コリンズ (CORINS) に登録を要する工事において、登録する技術者等の従事期間は、工期 (工期の始期から終期まで) とする。
- (7) 受注者は、契約締結後において、技能労働者や建設資材等の確保のための工事全体の工事工程を見直す必要が生じた場合、発注者があらかじめ設定した全体工期の範囲内における工期の変更について、変更理由が記載された書面による工期変更協議を監督員と行ったうえ、工期に係る契約の変更ができるものとする。なお、低入札価格調査等により、下記の工期の始期以降に契約締結となった場合で、適切な工事期間と認められないときは、余裕期間は適用しない。
- (8) 工事設計額算出に用いる工期
○年○月○日から ○年○月○日まで ○○○日間
- (9) 発注者が設定した通常工期
始期： ○年○月○日 終期： ○年○月○日
通常工期日数：○○○日間
- (10) 余裕期間を含めた全体工期
契約締結日から ○年○月○日 (工事完了期限) まで ○○○日間

2 入札公告記載例

発注者が選択した余裕期間制度の方式に応じた記載内容を選択して記載する。

(1) 発注者指定方式の場合

【公告】次のとおり記載すること。

1 入札に付する事項

(3) 全体工期 契約締結日から ○年○月○日まで※

※ 特記仕様書に記載の全体工期を記載する。
この工事は、「余裕期間制度(発注者指定方式)」による
工事です。詳細は、特記仕様書を参照のこと。

【入札説明書】次のとおり記載すること。

2 入札に付する事項

(3) 全体工期 契約締結日から ○年○月○日まで※

※ 特記仕様書に記載の全体工期を記載する。
この工事は、「余裕期間制度(発注者指定方式)」による
工事です。詳細は、特記仕様書を参照のこと。

(2) 任意着手方式の場合

【公告】次のとおり記載すること。

1 入札に付する事項

(3) 全体工期 契約締結日から ○年○月○日まで※

※ 特記仕様書に記載の全体工期を記載する。
この工事は、「余裕期間制度(任意着手方式)」による工
事です。詳細は、特記仕様書を参照のこと。

【入札説明書】次のとおり記載すること。

2 入札に付する事項

(3) 全体工期 契約締結日から ○年○月○日まで※

※ 特記仕様書に記載の全体工期を記載する。
この工事は、「余裕期間制度(任意着手方式)」による工
事です。詳細は、特記仕様書を参照のこと。

(3) フレックス方式の場合

【公告】次のとおり記載すること。

1 入札に付する事項

(3) 全体工期 契約締結日から ○年○月○日まで※

※ 特記仕様書に記載の全体工期を記載する。
この工事は、「余裕期間制度(フレックス方式)」による
工事です。詳細は、特記仕様書を参照のこと。

【入札説明書】次のとおり記載すること。

2 入札に付する事項

(3) 全体工期 契約締結日から ○年○月○日まで※

※ 特記仕様書に記載の全体工期を記載する。
この工事は、「余裕期間制度(フレックス方式)」による
工事です。詳細は、特記仕様書を参照のこと。

3 指名通知書記載例

発注者が選択した余裕期間制度の方式に応じた記載内容を選択して記載する。

(1) 発注者指定方式の場合

【指名通知書】次のとおり記載すること。

1 入札に付する事項

(3) 全体工期 契約締結日から ○年○月○日まで※

※ 特記仕様書に記載の全体工期を記載する。
この工事は、「余裕期間制度(発注者指定方式)」による
工事です。詳細は、特記仕様書を参照のこと。

(2) 任意着手方式の場合

【指名通知書】次のとおり記載すること。

1 入札に付する事項

(3) 全体工期 契約締結日から ○年○月○日まで※

※ 特記仕様書に記載の全体工期を記載する。
この工事は、「余裕期間制度(任意着手方式)」による工
事です。詳細は、特記仕様書を参照のこと。

(3) フレックス方式の場合

【指名通知書】次のとおり記載すること。

1 入札に付する事項

(3) 全体工期 契約締結日から ○年○月○日まで※

※ 特記仕様書に記載の全体工期を記載する。
この工事は、「余裕期間制度(フレックス方式)」による
工事です。詳細は、特記仕様書を参照のこと。

様式 1

工期申出書

年 月 日

新ひだか町長 様

住 所

商号又は名称

氏 名

印

年 月 日に落札決定の通知を受けた次の工事について、実工期を定め
ましたので申し出ます。

工 事 名	
工 事 場 所	
余 裕 期 間 制 度	方式採用工事
契 約 予 定 日	年 月 日
実 工 期 (契約で定める期間)	年 月 日から 年 月 日まで () 日間

- 注1 契約締結日(契約保証の手続き前)の前日までに提出すること。
- 2 工事請負契約書の工期の始期日(フレックス方式採用の工事は、工期の終期日を含む。)は、本申出書に記載された実工期とする。
なお、実工期の始期及び終期は、新ひだか町の休日を定める条例(平成18年条例第2号)第1条第1項に規定する休日に設定することはできない。
- 3 発注者指定方式及び任意着手方式採用工事については、実工期の工事日数は、発注者があらかじめ指定する日数とする。
- 4 余裕期間(契約締結日から工事着手日の前日までの期間)において、受注者は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- 5 余裕期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
- 6 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。
- 7 契約保証期間は、契約締結日から実工期の末日までとする。
- 8 前払金を請求できる時期は、実工期内となる。

工事監督員氏名(主・副)		工期の確認			
	確認印	通常工期 日 数	日	申出工期 日 数	日

様式 2

工 期 変 更 協 議 書

年 月 日

新ひだか町長 様

住 所

商号又は名称

氏 名

印

年 月 日に契約した下記の工事において、新ひだか町工事請負標準約款〇条に基づき、実工事期間の始期及び終期の変更について、下記のとおり協議します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
余 裕 期 間 制 度	方式採用工事
契 約 金 額	円
契 約 日	年 月 日
実 工 期 (契 約 で 定 め た 期 間)	年 月 日から 年 月 日まで () 日間
変 更 予 定 後 の 実 工 期 (変 更 事 項)	年 月 日から 年 月 日まで () 日間
理 由	

--	--

様式 3

工 期 変 更 (承 諾 ・ 不 承 諾) 書

年 月 日

(受注者)

住 所
商号又は名称
氏 名

新ひだか町長

印

年 月 日付け、新ひだか町工事請負標準約款〇条に基づき工期の変更の協議があったこのことについて、実工期の始期及び終期の変更を下記のとおり承諾します（承諾できません）。

なお、変更契約書及び変更工程表を本通知日の翌日から7日以内に提出してください。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
余 裕 期 間 制 度	方式採用工事
契 約 金 額	円
契 約 日	年 月 日
実 工 期 (契 約 で 定 め た 期 間)	年 月 日から 年 月 日まで () 日間
変 更 後 の 実 工 期 (変 更 事 項)	年 月 日から 年 月 日まで () 日間
不 承 諾 の 場 合	

理由を記載	
-------	--

※不承諾の場合は、なお書き部分等適宜修正・削除のうえ、その理由を記載し使用すること。

【参 考】

建設工事の入札における余裕期間制度対象工事の契約手続きまでの流れについて

【当初契約】

1 対象工事の通知

入札公告又は指名通知書、閲覧用設計図書（特記仕様書）に対象工事である旨を記載します。

- ・ 入札公告、指名通知書への記載事項： 余裕期間制度（〇〇〇方式）の対象工事であること。その他必要事項

2 入札執行（開札）

3 工期の決定（落札者）

落札者決定後、契約担当課は落札者に対し、工期の選択を行うよう説明します。
落札者は、工事担当課（工事監督員）に工期申出書（様式1）を提出します。

4 工期設定が適切かどうかの判断（工事担当課）

工事担当課は、工期申出書（様式1）の提出を受け、設定工期が適正と判断した場合は、工期申出書（様式1）に監督員（主又は副）の確認印を押印し、工期申出書（様式1）を契約担当課へ提出し、契約保証の手続きが必要な場合、契約書（案）の交付を受け、契約保証の手続きを行います。

なお、工期申出書の内容が適正でないと判断した場合は、工事監督員と再協議を実施します。

5 設定工期での契約書の作成（契約担当課）

4で工期が適正と判断された場合、落札者が契約保証の手続き完了後、契約担当課で工事担当課が確認した工期申出書の工期をもとに、契約書に工期を記載して、契約書を作成します。

【工期の延長（設計変更）】

設定した工期で完了することが難しい場合は、工事担当課へ工期変更協議書を提出し、協議を行う必要があります。(協議が整った場合、工期の変更契約を工事担当課と行います。)